

区民のみなさまに、日頃の活動をPRしませんか？

公益財団法人 新宿未来創造財団（レガス新宿）

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月実施事業分）

区民プロデュース広報支援事業 募集要項

【区民プロデュース広報支援事業とは】

自主活動団体(サークル)が自主的に行う事業(活動)に対し、新宿未来創造財団(レガス新宿)が広報周知での支援を行う事業です。

新宿区内の自主活動団体(サークル)の事業(活動)に対し、参加者募集や活動紹介など、広報周知による支援を行います。趣味・文化芸術・スポーツ・児童青少年育成・国際相互理解・地域の歴史などの分野で、区民の生涯学習活動機会となる事業(活動)を行っており、一定の要件を満たす事業(活動)が対象となります。本募集要項をご覧の上、お申し込みください。

◆ 事業実施までの流れ ◆

| | | |
|-------------|---|-------|
| ① 事業内容説明 | 申請希望の団体の方へ個別にご説明します。 来館希望日の3日前までに新宿文化センターに電話でご予約ください。 ※平日9時～16時 ※令和6年11月15日(金)まで。 | |
| ② 申請書類の提出期限 | 【締切】 令和6年11月20日(水) 16時 【提出先】 新宿文化センター仮事務所(新宿北西ビル2階) ※事前に担当へ予約の上、窓口持参(郵送不可) | P3 参照 |
| ③ 審査 | | P3 参照 |
| ④ 審査結果通知の発送 | 令和7年1月上旬(予定) | P3 参照 |
| 通過団体 ↓ | | |
| ⑤ 広報周知支援実施 | 財団広報紙へ募集記事を掲載 | P3 参照 |
| ⑥ 参加者募集開始 | 参加申し込みは団体で直接受付 | P3 参照 |
| ⑦ 報告書の提出 | 問合せ者数・新規参加者数等を報告 【締切】 令和7年4月30日(水) 【提出方法】 窓口(文化振興・学習課 事務所・各生涯学習館) 郵送(文化振興・学習課・担当宛てに送付) メール(メールアドレスに貼付して送付) | P4 参照 |

【問合せ・提出先】 公益財団法人新宿未来創造財団 文化振興・学習課 区民プロデュース広報支援事業担当
〒160-0022 新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル2階(新宿文化センター仮事務所)
TEL 03-3350-1141 E-mail: kumin-pro@regasu-shinjuku.or.jp

新宿文化センターは現在休館のため事務所営業時間は、平日9時～17時(土・日・祝日は営業なし)

I. 実施期間及び応募団体の要件・対象となる事業

| | |
|-----------------|--|
| 1.実施期間 ※提出期限 | <p>令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>申請書類の提出期限: 令和6年11月20日(水)16時 締切</p> <p>【提出先】新宿文化センター仮事務所 ※事前に担当へ予約の上、窓口持参(郵送不可)</p> |
| 2.応募団体の要件 | <p>新宿区内で活動している団体で、以下の要件を全て満たした自主活動団体(サークル)が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区内で1年以上、継続的または定期的に活動している団体であること。 (2) 団体の代表者は区内在住者または区内在勤者であること。 (3) 構成員※1が10名以上で、その半数以上が区内在住者または区内在勤者であること。 (4) 規約・会則等を備え、予算・決算及び会計処理が適正に行なわれていること。 (5) 入会・退会が自由であると認められること。 (6) 法人格を有しない団体であり、活動拠点または事務所が区内にあること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 構成員とは、継続的または定期的に学習活動に参加しており、今後も参加する意思のある者をいいます。また、団体の運営に必要な者(代表者、連絡担当者、会計、監査など)も含まれます。講師は原則、構成員に含まれません。ただし団体の構成員が内部講師を務める場合は、その者を構成員として員数に含めることができます。</p> </div> |
| 3.非対象 団体・事業 | <p>次のいずれかに該当する団体または事業は支援対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体の活動内容が、特定の政党または宗教の利害に関するもの、公序良俗に反する団体 (2) 活動内容が専ら営利(利益)を目的とする団体 ※カルチャー企業、イベント業、各種法人、講師の私塾など (3) 特定の個人や団体のみを対象とする事業 (4) 他の団体等が主催する事業に参加する形態の事業 (5) 他に国・都・区等より支援金または補助金を受けている事業 |
| 4.対象事業の 内容 | <p>次のいずれかの内容に当てはまる事業を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の歴史の記録保存および普及啓発に関する事業 (2) 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成に関する事業 (3) スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成に関する事業 (4) 次代を担う児童や青少年の育成に関する事業 (5) 国際相互理解の促進に関する事業 (6) 地域の魅力の内外への発信に関する事業 (7) 地域社会の健全な発展の促進に関する事業 (8) 区民の多様な生涯学習のニーズに応える事業 |
| 5.事業参加 対象者 | <p>原則、区内在住者・区内在勤者・区内在学者。</p> <p>※ただし、継続的に参加する意思のある方は、区外でも対象となる。</p> |
| 6.事業形態 | <p>区内で1年以上、定期的かつ継続的に行っている事業</p> |

II 広報支援内容と支援回数

| | |
|-------------|--|
| 広報周知 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 財団広報紙「Oh!レガス新宿ニュース」および財団ウェブサイトへの参加者募集記事、または団体・事業紹介記事を年度内1回、掲載する。 (2) 掲載時期については、原則2月20日号とする。ただし、紙面の都合により、変更する場合があります。 (3) 財団ウェブサイトでの掲載期間は、原則、支援対象年度の1月末日までとする。ただし、団体からの申し出により、期間内であっても掲載を取りやめることができる。 |
| 支援回数の 制限 | <p><支援回数の上限></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支援を受けた年度を1回と数え、通算3回までとする。 (2) 支援の数え方は、審査により支援が決定し、広報紙等に記事掲載された時点で支援を受けたものとする。 (3) 財団事業計画の変更等により当該支援事業は変更・中止されることがある。 |

Ⅲ 申請～審査結果の通知

※支援の可否は、書類審査の上、決定します。

| | |
|-----------------|---|
| 1.申請書類 について | <p>■申請書類 以下、(1)～(7)すべてを揃えて提出する</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 企画事業申請書 *所定用紙(必須)(2) 団体規約・会則(3) 団体構成員名簿 *所定用紙あり。ただし、次の①②の記載があれば、別書式の添付でも可。 * I-2 項の団体要件を満たす、次の記載があること。 ①代表者は、区内在住者または区内在勤者であること。 ②構成員が10名以上で、その半数以上が区内在住者または区内在勤者であること。 * 構成員の考え方は、同項目を参照。(4) 前年度または最新年度分の事業実績(5) 前年度または最新年度分の収支報告書(注)(6) その他、チラシや活動の様子が分かる写真などの資料(A4 サイズ) <p>(注) (5)は所定用紙あり。ただし、別書式の添付でも可。 ※申請用紙のデータを希望する場合は、以下のメールアドレス宛にご連絡ください。 E-mail:kumin-pro@regasu-shinjuku.or.jp</p> |
| 2.申請書類の 提出期限 | <p><u>令和6年11月20日(水) 16時 締切 ※窓口持参(郵送不可)</u></p> <p>提出先：新宿文化センター仮事務所 ※提出の際、申請書類・内容等の確認を行いますので、 <u>事前に区民プロデュース広報支援事業担当へ提出日時の予約をしてください。</u></p> |
| 3.審査 | <p>支援対象とする事業は、団体の応募要件・事業内容および以下の項目を書類審査し、団体ジャンルのバランス等を考慮のうえ決定します。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織であるか など(2) 過去の実績は十分か など(3) 自主的かつ非営利事業であるか など(4) 地域・区民の相互交流はあるか など(5) 目的・目標が妥当であるか など(6) 価格は適当であるか など(7) 区民が主体的・継続的に参加するよう工夫がなされているか など(8) 現代的課題、時代へ対応しているか など(9) 多くの新規参加者獲得のための工夫や努力があるか など |
| 4.審査結果 通知 | <p>審査結果は団体の代表者へ郵送にて通知します。 ※令和7年1月上旬(予定)</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 支援決定団体 「事業支援 決定通知」を発送します。(報告書等の書類を同封)(2) 不通過(落選)団体 「不通過(落選)通知」を発送します。 ⇒広報支援は行いません。 |

Ⅳ 広報周知・参加者募集、および参加申し込み受付について

| | |
|-----------------------|---|
| 1.広報紙 掲載記事 について | <p>支援決定団体は、財団広報紙等の校正・確認を行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 「企画事業申請書」に基づき掲載記事作成を行います。紙面の都合により、掲載文量・項目を調整する場合があります。ご了承ください。(2) 掲載記事は、紙面レイアウトした校正紙を Mail または FAX 等で送付します。 期日までに校正・確認を行ってください。 |
|-----------------------|---|

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>2.参加 申し込み ・問合せ受付</p> | <p>参加申し込みおよびお問合せは、支援決定団体でご対応ください。</p> <p>(1) 参加申し込みおよびお問合せは、団体で受け付けてください。 財団宛てに参加申し込み・問合せがあった場合は、団体の連絡先をご案内します。ご対応ください。</p> <p>(2) 問合せや参加申込者への対応や返信(連絡)は、団体が責任をもって行ってください。 参加申し込みに関するトラブルは、財団では責を負いかねます。</p> <p>(3) 広報紙掲載以後の問合せ者数・新規参加者数は記録してください。 報告書に必要となります。</p> <p>【重要】参加申し込みに際し入手した個人情報、適正に管理し、区民プロデュース広報支援事業の連絡についてのみ使用すること。</p> |
|---------------------------------|---|

V 事業実施について

| | |
|-------------|----------------------------------|
| <p>事業実施</p> | <p>参加者が気持ちよく参加できるよう運営してください。</p> |
|-------------|----------------------------------|

VI 報告書の提出について

| | |
|--------------------|--|
| <p>報告書の 提出</p> | <p>広報紙記事掲載後、令和7年4月20日(日)までの問合せ者数・新規参加者数を記入した所定の報告書を提出してください。</p> <p>【締切】 令和7年4月30日(水)</p> <p>【提出方法】</p> <p>窓口(文化振興・学習課 仮事務所・各生涯学習館)</p> <p>郵送(文化振興・学習課・担当宛てに送付)</p> <p>メール(word または PDF をメールアドレスに貼付して送付)</p> |
|--------------------|--|